

平成 24 年 2 月 8 日

厚生労働省 老健局 老人保健課長
宇都宮 啓 様

リハビリテーション三協会協議会

社団法人 日本理学療法士協会
会長 半田 一登

社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村 春基

一般社団法人 日本言語聴覚士協会
会長 深浦 順一

平成 24 年度介護報酬改定 通知・通達に関する要望

日頃より、リハビリテーション専門職の活動にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

このたび表題の件につきまして、リハビリテーション三協会協議会の意見を取りまとめました。つきましては、下記の事項についてご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 訪問リハビリテーション事業および訪問看護ステーションからの訪問リハビリテーションの週 6 回（120 分）制限について
2. サテライト型訪問リハビリテーション事業所の設置要件について
3. 通所リハビリテーション等における介護報酬算定起算日について
4. リハ専門職－介護との連携について

1. 訪問リハビリテーション事業および訪問看護ステーションからの訪問リハビリテーションの週 6 回（120 分）制限について【資料 1】

以下の利用者の場合は、回数制限を緩和していただきたい。

- 1) 訪問リハビリテーション必要者のうちの医療保険対象者（特定疾患）、特に進行性が予測されその生活機能を維持するために週 6 回（120 分）以上のリハサービスが必要な場合
- 2) 利用者が理学療法士等の訪問看護を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という）又は法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という）の効力が生じた日（当該利用者が新たな要介護認定を受けた者である場合に限る。「以下認定日」という）から起算して 3 ヶ月以内の期間に行われる場合
- 3) 指定訪問看護を利用しようとする者が急性増悪後等により要介護状態が増悪（要介護認定において介護度が増悪）した場合に、再認定から起算して 1 ヶ月以内の期間
- 4) その他、医師が必要と認めた場合

2. サテライト型訪問リハビリテーション事業所の設置要件について【資料 2】

サテライト型訪問リハビリテーション事業所に、設置主体である法人施設から設置距離要件および管理者配置要件の明記に併せ、「リハビリテーションサービス提供者はリハ 3 団体（日本理学療法士・作業療法士・言語聴覚士協会）が実施している実務者研修等の修了者が望ましい」ことを明記していただきたい。

3. 通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションにおける介護報酬算定起算日について【資料 3】

介護報酬算定起算日は、退院・退所時もしくは認定日となっている。しかしながら、サービスの実態は退院・退所から 2 週間を過ぎても開始していないことも多く見受けられる。これでは通所リハビリテーション等の開始から 1 か月以内に受けることが可能な短期集中リハ加算や複数回の個別リハ加算が活用されにくい状況といえる。以上のことから介護報酬算定起算日は、「退院・退所から 21 日以内にサービス開始であれば、それから算定とする」としていただきたい。

4. リハ専門職一介護等との連携について

1) 居宅療養管理指導について【資料4】

※居宅療養管理指導については、～略～居宅介護支援事業所との連携の促進という観点から、医師、歯科医師、薬剤師及び看護職員が居宅療養管理指導を行った場合に、ケアマネージャーへの情報提供を必須とする見直しを行う。

(注) 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士について同様の見直しを行う。

「要望」

算定職種に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を追記していただきたい。

「理由」

多くのケアプランでは、見守り等を含むサービスの利用が圧倒的に多く、自助を促し自立を支援する計画に繋がっていない現状がある。リハビリ前置主義を具体的に推進し、利用者が安心して自助に取り組むためには、居宅ケアプラン作成・変更に際して、リハビリテーション専門職種が介護支援専門員と連携することが必要である。

2) 生活機能向上連携加算（新規）100点/月について

※算定要件：サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。

「要望」

訪問リハビリテーション事業所のみならず、訪問看護ステーション・通所リハビリテーション事業所・介護老人保健施設からの訪問リハビリテーション・通所介護事業所における理学療法士等との訪問も評価すべきであり、追記して頂きたい。

「理由」

居宅支援系事業所に所属するリハビリテーション専門職は、全て利用者の生活機能向上に資する計画をもってサービスを提供している。また、訪問リハビリテーション事業所のサービスを利用しない対象者にも、生活機能向上に資する計画の立案と実行は必要である。

3) 訪問介護事業所との連携に対する評価について

※算定要件：理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション実施時に、訪問介護事業所のサービス提供責任者と共に利用者宅を訪問し、当該利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、当該サービス提供責任者が訪問介護計画を作成する上で、必要な指導及び助言を行った場合に評価を行う。

訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携した場合の加算⇒ 300単位/回

「要望」

訪問リハビリテーション事業所のみならず、訪問看護ステーション・通所リハビリテーション事業所・介護老人保健施設からの訪問リハビリテーション・通所介護事業所における理学療法士等との訪問も同等に評価すべきであり、追記して頂きたい。

「理由」

4-1) と同様。